



2022年5月20日

各 位

会 社 名	株式会社早稲田アカデミー
代 表 者 名	代表取締役社長 山本 豊 (コード番号 4718 東証プライム)
問 合 せ 先	取締役常務執行役員 河野 陽子 管理本部長
T E L	0 3 - 3 5 9 0 - 4 0 1 1

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ①今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に目的事項を追加するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、また書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除を行うものであります。なお、これらの新設・削除に伴い、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。
- ③機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）の新設と現行定款第40条（期末配当の基準日）の変更を行うとともに、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第41条（中間配当）の削除を行うものであります。
- ④上記変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月24日（予定）

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～9. &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p><u>10.～19.</u> &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 11 条 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 14 条 &lt;省略&gt;</p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第 16 条～第 38 条 &lt;省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～9. &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>10. インターネットを利用したコンテンツ配信及び各種情報提供サービス</u></p> <p><u>11.～20.</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>第 7 条～第 10 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 13 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第 14 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 15 条～第 37 条 &lt;現行どおり&gt;</p>

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="438 197 584 226">第7章 計算</p> <p data-bbox="240 241 325 271">第39条</p> <p data-bbox="445 241 539 271">&lt;省略&gt;</p> <p data-bbox="445 360 539 389">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="253 568 464 598">(期末配当の基準日)</p> <p data-bbox="240 613 770 680">第40条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="293 696 783 763">2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="253 904 368 934">(中間配当)</p> <p data-bbox="240 949 783 1061">第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="240 1111 325 1140">第42条</p> <p data-bbox="445 1111 539 1140">&lt;省略&gt;</p> <p data-bbox="253 1184 320 1214">(付則)</p> <p data-bbox="253 1229 659 1258">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="445 1274 539 1303">&lt;省略&gt;</p> <p data-bbox="445 1364 539 1393">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="1007 197 1152 226">第7章 計算</p> <p data-bbox="810 241 895 271">第38条</p> <p data-bbox="1038 241 1206 271">&lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="823 322 1139 351">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p data-bbox="810 367 1358 524">第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p data-bbox="823 568 1082 598">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="810 613 1353 680">第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="863 696 1353 763">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p data-bbox="863 786 1353 853">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="1027 904 1121 934">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="810 1111 895 1140">第41条</p> <p data-bbox="1027 1111 1195 1140">&lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="823 1184 890 1214">(付則)</p> <p data-bbox="823 1229 1228 1258">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="1027 1274 1195 1303">&lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="823 1364 1166 1393">(電子提供措置等の効力発生日)</p> <p data-bbox="815 1408 1353 1733">1 変更前の定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後の定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="815 1756 1353 1912">2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="815 1935 1353 2047">3 本付則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>